

公 告

海上自衛隊横須賀基地業務隊司令
(公印省略)

海上自衛隊横須賀地区におけるキッチンカーの設置及び経営に関する業者の募集について

海上自衛隊横須賀地区（横須賀基地業務隊司令の所掌範囲）において、キッチンカーを設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集します。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること
- (2) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な業務の履行が確保されるものであること
- (3) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと
- (4) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと
- (8) 暴力団又は暴力団員及び（4）から（7）までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 設置場所

神奈川県横須賀市西逸見町1丁目19番地外

横須賀基地業務隊厚生棟前駐車場スペースまたは横須賀基地業務隊厚生棟1階

4 設置期間

令和8年1月1日から令和8年3月31日の間で、各業者の希望する日を別途調整する。

5 募集要領の配布

- (1) 期 間：令和7年7月16日（水） 8時00分から
令和7年7月31日（木） 16時00分まで
(ただし土、日、祝祭日及び13時から14時を除く。)
- (2) 場 所：横須賀基地業務隊本部厚生科
神奈川県横須賀市長浦町1-43（厚生庁舎2階）
- (3) 公募に参加を希望する場合は、募集要領の配布期間中に、下記7の問い合わせ先まで連絡をしたうえで、募集要領等を請求受領すること

6 その他

細部の内容については、募集要領等による。

7 問い合わせ先

神奈川県横須賀市長浦町1-43

横須賀基地業務隊本部厚生科共済係（担当：田口）

電 話：046-822-3500（内線：2315）

ただし土、日、祝祭日を除く8時から16時まで（13時から14時を除く）